



みどり  
水と里ネット  
明日の農村の夢を開く

# 巨理土地改良区

宮城県巨理郡巨理町字江下124 TEL 0223(34)1319 FAX 0223(34)7603  
E-mail watat@theia.ocn.ne.jp URL <http://midorinet-watari.net>  
土地改良区の現況 地区面積 4,423.55ha 組合員数 4,496人



県営水利施設等保全高度化事業にて、  
整備を行った岩地蔵揚水機場(3号主ポンプ)

# あいさつ



理事長 日下正博

広報第34号の発行に当たり、皆様に一言ご挨拶申し上げます。

組合員並びに地域住民、及び各関係機関の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より本土地改良区の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、近年の気候変動に伴い、暑さも厳しさを増しており、今年も全国各地で農業用水などの水不足の報道がありました。来年以降もこのような状況が考えられますので組合員の皆様には節水や給水栓管理などの用水管理に尚一層ご協力いただきますようお願いいたします。

また、以前より続いております電気料金や資材費などはますます高騰するばかりで、当土地改良区の運営にも影響を及ぼしております。この事から、経費節減を図るため、揚水機場の整備や水路の目地補修などの工事は、出来る範囲で業者に発注せず、直営で施工しておりますが、厳しい状況が続いております。

次に、土地改良長期計画と第5次男女共同参画基本計画において、土地改良区の女性理事登用が成果目標に掲げられました。当土地改良区においても、女性理事の登用について、理事会において議論を重ね、令和7年8月開催の臨時総代会において女性理事2名を登用する定款変更の承認をいただき、令和8年3月末までに登用すべく、準備を進めているところであります。女性理事が加わることにより、組織運営に新しい視点が増え、土地改良区の存在意義を広く認識されることを期待しております。

一方、国では令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されました。また、令和7年4月に改正された土地改良法におきましては、土地改良区の機能を強化するために、地域の農業水利施設等を適切に保全するための計画である「水土里ビジョン」の策定が位置付けられたところであります。

結びに、農業・農村を取り巻く状況は、高齢化、担い手不足、経費の高騰などにより、厳しい農業情勢下であり、当土地改良区が取り組むべき課題は山積しておりますが、関係機関の尚一層のご指導ご支援をいただきながら、役職員一丸となって取り組んで参りますので特段のご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご健勝をお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。

## 令和7年 臨時総代会開催

令和7年臨時総代会が去る8月26日午前9時より、亶理町中央公民館大ホールにおいて開催されました。

議長には第1区の渡邊 喜徳総代が選出され、提出された議案が慎重審議の上、いずれも原案どおり可決されました。尚、提出された議案は次のとおりです。

第1号議案 定款の一部変更の承認について

第2号議案 令和6年度 決算事業報告書の承認について

第3号議案 令和7年度 各種会計補正収支予算の承認について

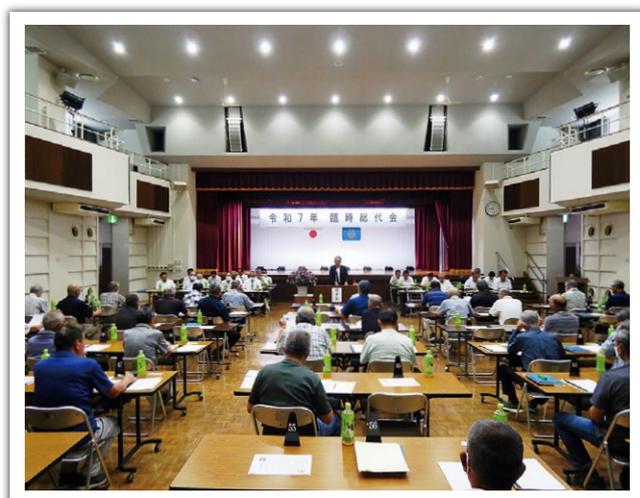
第4号議案 令和7年度 日本政策金融公庫資金借入の承認について



理事長挨拶



議長を務める渡邊喜徳総代



総代会の様子

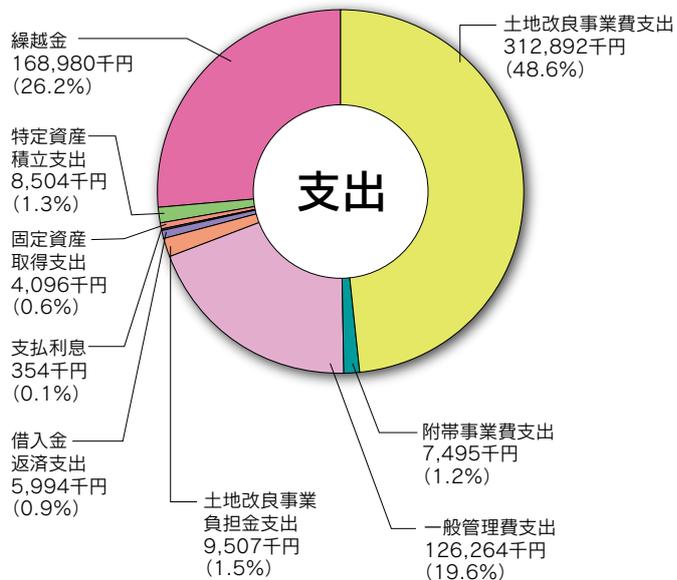
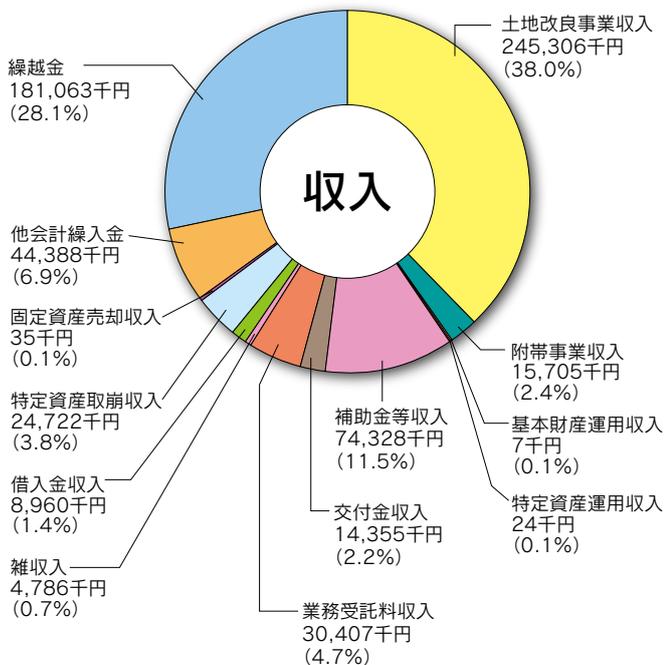


採決の様子

### 令和6年度 一般会計決算額

収入合計 644,086千円

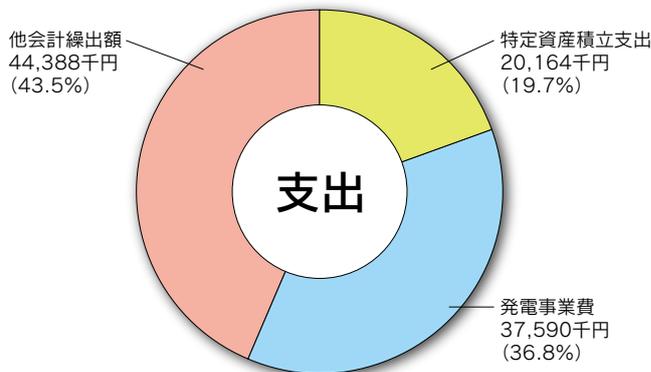
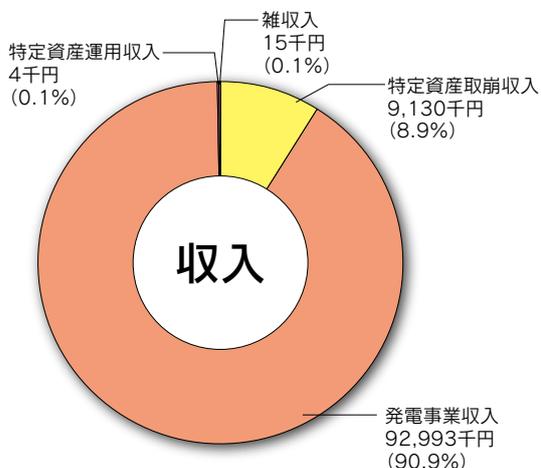
支出合計 644,086千円



### 令和6年度 発電事業特別会計決算額

収入合計 102,142千円

支出合計 102,142千円



## 令和6年度 財産目録

令和7年3月31日現在(単位:円)

I 資産の部		II 負債の部	
<b>1 流動資産</b>	<b>208,452,946</b>	<b>1 流動負債</b>	<b>44,312,745</b>
現金及び預金	173,359,340	未払金	35,020,598
未収賦課金等	2,315,400	預り金	1,812,042
売電未収金	7,492,320	短期借入金	6,270,003
その他未収金	25,206,610	適正化事業拠出金短期未払金	1,056,000
貯蔵品	79,276	換地清算金預り金	154,102
<b>2 固定資産</b>	<b>7,661,134,387</b>	<b>2 固定負債</b>	<b>176,137,237</b>
基本財産	12,494,342	公庫資金等長期借入金	24,710,765
特定資産	7,407,929,138	職員退職給付引当金	145,455,892
その他固定資産	240,710,907	役員退任慰労引当金	5,970,580
<b>3 繰延資産</b>	<b>0</b>	<b>負債合計</b>	<b>220,449,982</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,869,587,333</b>		

III 正味財産の部	
<b>正味財産合計</b>	<b>7,649,137,351</b>

<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>7,869,587,333</b>
-------------------	----------------------

## 令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在(単位:円)

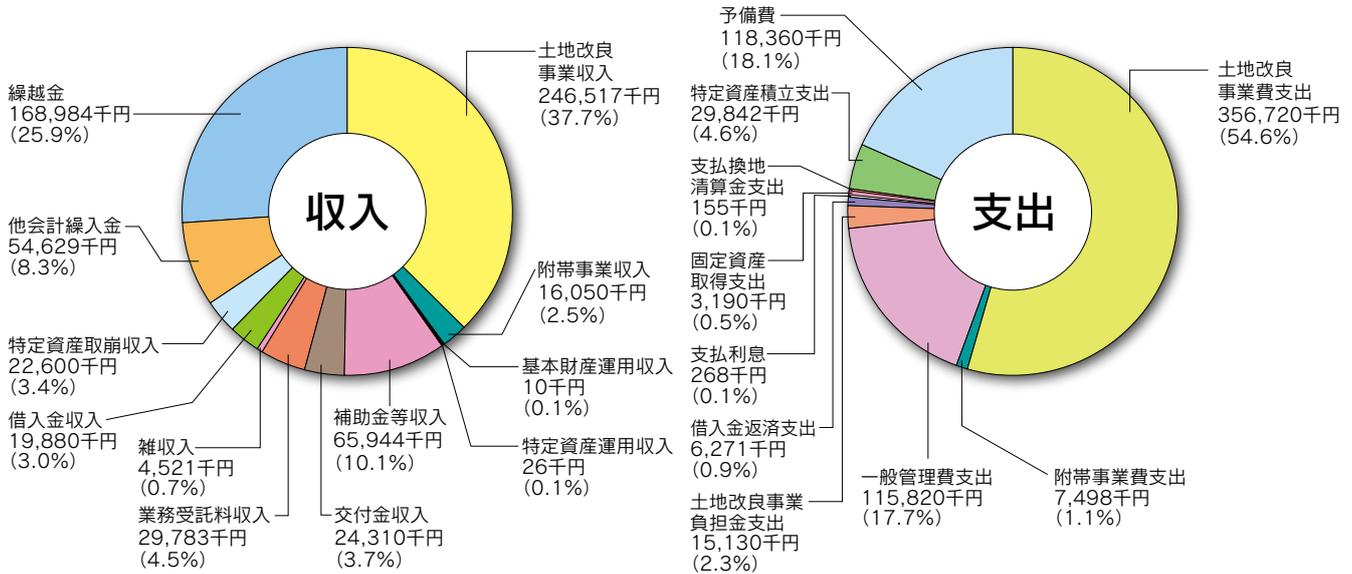
I 資産の部		II 負債の部	
<b>1 流動資産</b>	<b>208,452,946</b>	<b>1 流動負債</b>	<b>44,312,745</b>
現金及び預金	173,359,340	未払金	35,020,598
未収賦課金等	2,315,400	預り金	1,812,042
売電未収金	7,492,320	短期借入金	6,270,003
その他未収金	25,206,610	適正化事業拠出金短期未払金	1,056,000
貯蔵品	79,276	換地清算金預り金	154,102
<b>2 固定資産</b>	<b>7,661,134,387</b>	<b>2 固定負債</b>	<b>176,137,237</b>
(1) 基本財産	<b>12,494,342</b>	公庫資金等長期借入金	24,710,765
事業積立金	12,494,342	職員退職給付引当金	145,455,892
(2) 特定資産	<b>7,407,929,138</b>	役員退任慰労引当金	5,970,580
所有土地改良施設	6,421,550,143	<b>負債合計</b>	<b>220,449,982</b>
受託土地改良施設使用収益権	6,406,431		
財政調整積立資産	185,015,764		
職員退職給付引当積立資産	98,895,180		
役員退任慰労金積立資産	5,864,729		
転用決済金積立資産	750,289		
所有土地改良施設	444,160,324		
建設改良積立資産	245,286,278		
(3) その他固定資産	<b>240,710,907</b>		
土地	91,111,071		
建物	123,692,761		
機械及び装置	2,228,380		
車両運搬具	2,320,405		
器具備品	1,211,238		
適正化事業拠出金	8,217,000		
長期未収賦課金等	11,735,052		
出資金	195,000		
<b>3 繰延資産</b>	<b>0</b>		
<b>資産合計</b>	<b>7,869,587,333</b>		

III 正味財産の部	
<b>1 指定正味財産</b>	<b>6,735,012,701</b>
所有土地改良施設受贈益	6,735,012,701
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(6,735,012,701)
<b>2 一般正味財産</b>	<b>914,124,650</b>
一般正味財産	914,124,650
(うち基本財産への充当額)	(12,494,342)
(うち特定資産への充当額)	(543,989,261)
<b>正味財産合計</b>	<b>7,649,137,351</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>7,869,587,333</b>

### 令和7年度 一般会計予算額

収入合計 653,254千円

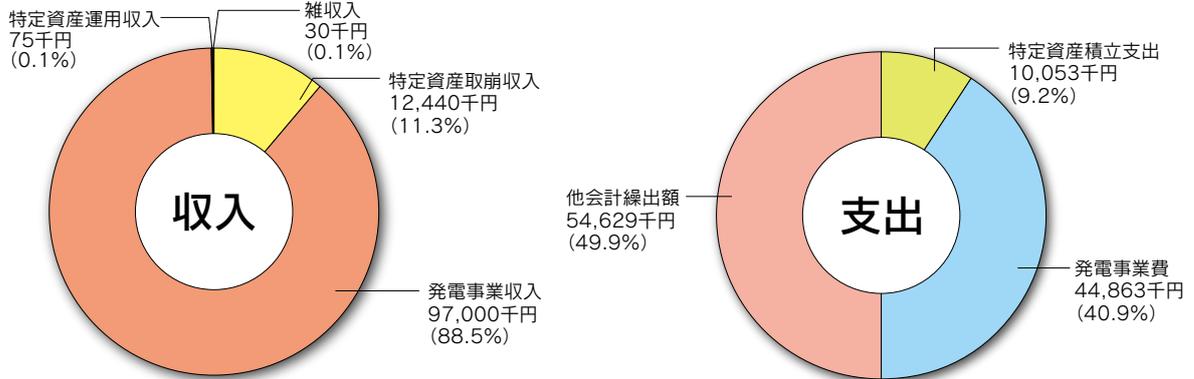
支出合計 653,254千円



### 令和7年度 発電事業特別会計予算額

収入合計 109,545千円

支出合計 109,545千円



### 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))の実施状況

本事業は宮城県が事業主体となり、令和5年度に新規採択され、国営附帯県営かんがい排水事業亘理用水地区(昭和43年～昭和59年)で造成された岩地蔵取水口及び岩地蔵揚水機場の経年劣化に伴い、用水供給に支障を及ぼす恐れがあることから、令和5年度から令和9年度にかけて工事を実施し、施設全体の機能回復を図る事業となっております。

#### ● 令和6年度に実施した工事内容

3号主ポンプΦ1100mm横軸斜流×1台【整備補修】



実施者 宮城県亘理地区地方振興事務所長 橋本 隆  
 工事名 亘理用水地区(昭和43年～昭和59年)造成された岩地蔵取水口及び岩地蔵揚水機場の経年劣化に伴い、用水供給に支障を及ぼす恐れがあることから、令和5年度から令和9年度にかけて工事を実施し、施設全体の機能回復を図る事業  
 工程 主ポンプ分解 回転体 状態  
 実施者 株式会社 西島製作所

実施者 宮城県亘理地区地方振興事務所長 橋本 隆  
 工事名 亘理用水地区(昭和43年～昭和59年)造成された岩地蔵取水口及び岩地蔵揚水機場の経年劣化に伴い、用水供給に支障を及ぼす恐れがあることから、令和5年度から令和9年度にかけて工事を実施し、施設全体の機能回復を図る事業  
 工程 完成  
 実施者 株式会社 西島製作所

# 令和6年度 維持管理工事について

令和6年度に施工した維持管理工事の実施状況について、主な工事をお知らせします。

## 土地改良施設維持管理適正化事業

**工事名** 令和6年度 逢隈地区(適正化) 沼ハタ揚水機場機械設備整備補修工事  
**工事内容** 両吸込渦巻ポンプ、モーターの整備



## 一般維持管理事業

**工事名** 令和6年度 一般維持管理事業 舟入川排水路土砂浚渫工事  
**工事内容** 排水路の土砂浚渫工事



**工事名** 令和6年度 一般維持管理事業 新井田川承水路土砂浚渫工事  
**工事内容** 排水路の土砂浚渫工事



**工事名** 令和6年度 一般維持管理事業 真庭地区分水工改修工事  
**工事内容** 分水工の改修工事



## 農業用施設の役割について学習

管内の小学校児童を対象に土地改良施設(用排水路等)の役割や多面的機能についての学習会が開催されました。

学習会においては、巨理地域の用水の歴史や水路の役割等を学習しました。

併せて、これらの活動を通じ児童たちへ水路の危険性や水難事故防止の周知も図っています。

### 巨理町立巨理小学校4年生児童

巨理用水見学会(令和7年7月4日実施)  
水路が果たしている役割について学習しました。



### 山元町立山下第一小学校4年生児童

巨理用水見学会(令和7年8月27日実施)  
中央管理所見学会(令和7年8月29日実施)  
水路の危険性や水管理システムについて学習しました。



## 未来へつなごう!ふるさとの<sup>みどり</sup>水土里子ども絵画展2025

全国水土里ネット主催による「未来へつなごう!ふるさとの<sup>みどり</sup>水土里子ども絵画展 2025」が開催され、全国から2,000点を超える応募がありました。

当土地改良区管内にある小学校からは4点の作品が寄せられ、審査の結果、巨理町立逢隈小学校2年生の小原 ゆなさんが団体賞(巨理土地改良区理事長賞)に選ばれ、受賞した作品は令和7年12月4日から12月11日の間、東京都美術館に展示されます。

### 巨理土地改良区理事長賞



作品名「みんなの田んぼ」

巨理町立逢隈小学校2年生

小原 ゆなさん



## 女性理事の登用について

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）や土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）において、土地改良区は令和7年度までに「理事に占める女性の割合10%以上」の目標が定められました。

当土地改良区においては、女性理事を登用すべく、理事会で議論を重ね、令和7年度臨時総代会において、女性理事2名（員外理事）を登用する定款変更が承認されました。

女性理事の選挙については、令和8年3月末までに実施されます。

### 男女共同参画とは!?

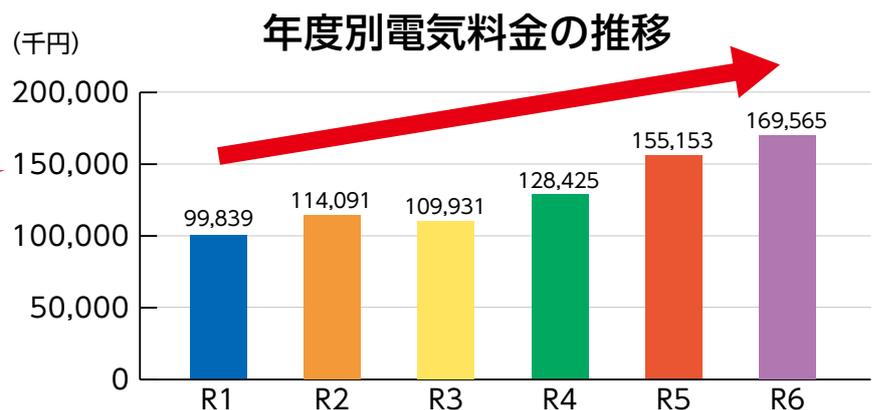
男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画基本法第2条）

**「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」**

## 土地改良施設の電気料金の推移について

昨今の電気料金の高騰に伴い、当土地改良区の各施設においても電気料金が大幅に増加している状況です。更なる負担増とならぬよう、組合員の皆様におかれましても、引き続き、きめ細やかな水管理をしていただき、来年以降も「節水と節電」に努めていただくようご理解、ご協力をお願いいたします。

**令和1年から  
令和6年にかけて  
電気料金は  
約1.7倍!**



## 田んぼを耕作していない場合は、賦課金は掛からない?

賦課金は土地改良事業の受益地域である農地に賦課されるもので、揚排水機場の運転経費や農業用排水路の維持管理費用等に充てられております。

耕作していない農地についても、土地改良区の地区内に当該農地がある限り、土地改良法に基づき賦課金をお支払いしていただく必要がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

## ご協力お願いします

### 田んぼの用水は限りある資源 — 有効な水利用を! —

巨理土地改良区管内の山元町戸花川以北の用水については、阿武隈川から取水し、揚水機場で汲み上げ用水を行っており、幹線用水路や各揚水機場の維持管理、運転経費等は、組合員の皆様からの賦課金によって維持されています。阿武隈川からの取水量、取水期間についても、河川法により定められています。

また、山元町戸花川以南の用水は、ため池や深井戸が主な用水源となっており、深井戸や用水路、各揚水機場の維持管理及び、運転経費についても、同様に組合員の皆様からの賦課金によって維持されています。

このように、田んぼの用水は、組合員の皆様からの賦課金により、維持管理している大切な資源です。限りある資源を有効活用するため、皆様のご協力をお願いします。

尚、台風等により大雨が予想される場合は、事前に用水を停止する場合があります。天候が回復しても排水路の状況により、すぐには通水できない場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 用水管理に関するお願い!

阿武隈川より取水できる量は、河川法により定められており、掛け流し等を行いますと末端で水不足が発生してしまいます。

用水調整をする際は、用水の掛け流し等は控えていただき、こまめな水管理にご協力をお願いします。

掛け流しは  
やめましょう!



### 物損事故は届出を!

交通事故等により土地改良施設を破損させた場合、当事者の負担で復旧することになります。

土地改良施設を破損させた場合、もしくは施設の破損事故等を目撃した場合は、土地改良区までご連絡くださいますようお願いいたします。



### 不法投棄は犯罪です!

農業用水路や土地改良施設周辺へのゴミの不法投棄が後を絶ちません。不法に投棄されたゴミは水の流れを阻害し、用水不足や越水等の原因になります。

更に、土地改良区が支払うゴミの処理費用も年々増加しており、その費用は貴重な賦課金から支出されます。水路等の土地改良施設は共有の財産であることを認識いただき、絶対にゴミは捨てないようご協力をお願いします。



## 農作業時の注意点

### 給水栓付近での機械作業に注意!

トラクターやコンバイン等で農作業中に誤って給水栓を破損させる事例が多く発生しています。また、直接給水栓に当たらなくても、コンクリート柵に接触することによって破損させる場合もあります。破損した場合の修理費用は自己負担となりますので、ご注意願います。



### 給水栓操作の注意点!

バルブの開閉時はゆっくり、顔をバルブから離して操作を行ってください。給水栓にゴミ、砂利等が詰まった場合、一度バルブを全開にし、ゴミ等を取り除いてください。

### 除草作業は安全に!

近年、全国で草刈り作業時の事故や怪我等が報告されています。また、炎天下での作業は熱中症にかかる危険性が高いため、こまめに水分を補給し、事故や怪我等が発生しないよう、安全に作業をお願いします。

## 水難事故防止にご協力をお願いします

### 水路などの 農業用水利施設での 水難事故防止について

毎年田んぼで水を利用する時期になると、子どもたちが水路などでザリガニ取りや魚釣りなどに夢中になり、誤って転落する水難事故が後を絶ちません。このような痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが危険な水路などで遊ばないように、地域の皆さんのお声がけをお願いします。

## 水難事故防止にご協力をお願いします



## 組合員の皆様へ

こんな時、必ず届出をお願いします。



### 組合員資格に次の異動がある場合

- 所有権の異動 … 売買・交換
- 耕作権の異動 … 賃貸借・小作者の変更、解約
- 名義変更 …… 相続・贈与等
- 経営移譲 …… 農業者年金受給者
- 住所変更 …… 転居等

以上のようなときは、組合員資格得喪通知書を提出していただきます。

### 農地を転用(農地以外)する場合

- 農地転用 …

宅地・資材置場等にする場合は、農地転用等の通知及び地区除外申請並びに意見書の交付願を提出し、地区除外決済金を納付していただきます。

## その他

- 賦課金等の口座振替 …… 賦課金等の納入は自動振替が便利です。  
「口座振替依頼書」の用紙は土地改良区にあります。  
取扱金融機関：JA仙台・七十七銀行・ゆうちょ銀行
- 賦課金等のコンビニ収納 …… 令和6年度より、現金納付の場合に限り、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済により、賦課金等の納付が可能になりました。  
希望される場合は、新たに専用の払込取扱票を発行しますので、総務課までお問い合わせください。
- 土地改良施設を使用したいとき …… 宅地進入路、浄化槽排水放流等

※各種届出用紙は土地改良区にありますので、印鑑（シャチハタ以外）をご持参の上、手続きをしてください。

- 市町村・農業委員会及び法務局等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ土地台帳等の異動は行われませんので、ご注意ください。
- 毎年4月1日現在の組合員名簿と土地台帳を基準として賦課しておりますが、不明な点がありましたら、お問い合わせください。
- 売買等で農地の異動の手続きをされる場合、その土地に滞納されている賦課金等があったときは、その滞納金は土地改良法上、新しい組合員に支払い義務が継承されます。